



月報

12

缶詰問屋協会

(45.12.5. №48 VOL.4)

◆目次◆

11月の行事	1
◇在京規格部会	2
◇日缶協規格表示小委員会との合同会議	11
◇缶詰協から日缶協規格表示委員会に対する要望	16
◇果実飲料等公正競争規約公取委修正意見についての打合せ	18
◇食品業公正取引協議会懇談会	21
◇缶詰詰JAS規格簡素化合同会議	24
◇農林畜水産物資の消費者苦情関係 事務処理要領の一部改正について	29
◇缶詰共同宣伝	30
朝日女性教室(12月行事予定)	31
◇チクロ金融救済措置の現況について	31
農林省、通産省との折衝状況についての説明	33
◇(第9回)缶詰業界新年名刺交換会打合せ	36
会員消息	37
事務局報知	40

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地

八重洲通ビル7階

電話 東京 (273) 9289番

## 11月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
全食協「砂糖減税について」農林省陳情	11月 2日	10.00～		
果実飲料等公正競争規約打合会	11月 4日	13.00～	日 缶 協	橋田規格部会長 北田専務
在京規格部会	11月 5日	10.30～13.00時	北洋商事(株)	9名
果実飲料等公正競争規約打合会	11月 9日	10.30～	日 缶 協	
日缶協規格表示小委員会との合同会議	11月12日	13.30～15.30時	日 缶 協	(日缶協)8名 (全缶協)3名
果実飲料等公正競争規約公取委修正意見についての打合会	11月14日	10.30～14.30時	日 缶 協	関係6団体 関係4社 公取委3担当官
公取取引協議会懇談会	11月17日	13.00～	日 缶 協	公取委 消費者団体
缶詰JAS規格簡素化合同会議	11月18日	14.00～16.00時	日 缶 協	(日缶協)11名 (全缶協)12名
新年名刺交換会打合会	11月27日	13.00～	日 缶 協	関係者団体

## 12月の行事予定

製造工場缶マーク合同会議	12月 3日	10.00～	日 缶 協	
阿江さんを囲む会	12月11日	16.30～	丸ノ内ホテル	
朝日女性教室	12月 3日	13.00～15.00時	富士宮市	
”	12月 8日	”	足利市	
”	12月 9日	”	浦和市	
”	12月16日	”	国分寺市	

## 在京規格部会

- 日時 昭和45年11月5日 10.30～13.00時
- 場所 北洋商事(株) 7階会議室
- 議題 1. 製造工場缶マークに関する件  
2. その他

### ◎ 在京規格部会の概要

この部会はチクロ問題で一時中断していた製造工場缶マーク簡素化の件につき厚生省から出来るだけ早急に対策を講じるようにとの指示があり、まず日缶協では規格表示委員会を10月28日開き検討を行ない、一応の案をまとめたりえ日魯漁業、大洋漁業、後藤缶詰、帝北食糧、日東食品、関東缶詰、隅野専務、平野常務の計8名の小委員を決定、全缶協側との折衝を行なうことになった。これに伴って、第1回目の全缶協との合同打合せ会を10月12日13.30時から日缶協会議室で開催することになったが全缶協としてはこの合同会議に臨む前に日缶協の規格表示委員会で作された案につき検討を行ない全缶協の統一見解をまとめるため緊急に在京規格部会開催となつたもの。

☆

☆

☆

#### 〔 製造工場缶マーク簡素化の件 〕

全缶協の「地区別一連番号制」は規格部会、さらに理事会に諮り承認され44年4月2日付で日缶協に対しこの案を採用されるよう強力な申入れを行なうとともに同年6月9日厚生省に対しても要望書を提出したが、パツカー側は工場個有の缶マークを固執したため非公式に44年8月5日、日

魯漁業(株)会議室での話合いの席上で橋田部会長から「地区別一連番号制と工場個有(商)マークによる2本建」という妥協案が述べられた。

これはバツカー個有の缶マークを認めたとしても下請工場が多い実状から結果的には全缶協の主張する「地区別一連番号制」の主旨に近いものになるとの考えに基づくものであつた。

### 〔日缶協規格表示委員会での検討内容〕

#### 1. 工場記号の簡素化(案)

##### 1) 方針

都道府県別番号(2ケタ)を冠した都道府県別一連番号を付したものとおよび工場個有の記号を2本だてとする。

##### 2) 一連番号による記号

都道府県番号を01～46とする。各都道府県内の工場一連番号01～99(北海道の場合は01～999)

##### 3) 工場個有の記号

(1) 製造工場個有の記号を一工場につき一記号を認める。

(2) 下請工場における委託製造業者(又は販売業者)の所有する記号は認めない。

ただし、系列工場であつて、当該委託者の記号に一連番号を付したものでもさしつかえない。

(3) アルファベット又はアルファベットと数字の組合せであつて、5文字以内のものとする。

### 〔日缶協の考え方〕

製造工場缶マークの簡素化は、全缶協提案による「都道府県別一連番号」

と「工場個有の記号」の2本建とすることを方針とする。

「都道府県別一連番号」による缶マークはどの工場でも必ず1個所有し、その他に必要なところは製造工場個有の記号を一工場一記号だけ認めるという見解であり、一工場で二記号だけは持てるという考え方である。その具体的方法として都道府県別番号は昭和45年4月1日に行政管理庁告示第44号「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード」により北海道を01として順に南へ46まで決められているのでこのコード番号を採用する。

工場個有の缶マークについては一工場一記号を原則として認めることとし委託者の専属すなわちそのブランドのみ100%製造している系列工場は当該委託者の缶マークに一連番号を付したものは認める。ただし工場個有の記号はアルファベット又はアルファベットと数字の組合わせであつて、5文字以内とされる。

☆

☆

☆

### 〔全缶協の見解〕

日缶協規格表示委員会での工場記号の簡素化に関する結論について種々検討を行なつた結果、地区別一連番号制は全缶協が従来から提唱してきたものであり、また工場個有の記号ということも以前非公式会合の席で橋田部会長が妥協案として2本建を提案しており、日缶協の2本建方針はこの全缶協提案に基づくものであり、基本的に問題はなからうという見解に達した。

ただこれは缶胴には発売元のみで製造元は書かなくともよいことを条件とする。これにより従来一工場で4〜5個もあつた工場缶マークが少くとも2個になるということで明らかに簡素化になり、前進といえるのでこの2

本建に踏み切る必要があろうとの全員一致した見解であつた。従つて様式 4 の連名届出（工場、販売）といった制度は実質的にはなくなり、販売と製造は完全に分離されることになる。なお地区別一連番号制の地区別が数字では製造年月日と見分けがつきにくいのではないかといった声もあり地区別をアルファベットにするなど、この点については厚生省に任せた方が賢明であるとされた。なお工場の番号は抽選又は届出順による方法になろうとの意見が出された。

☆ ☆ ☆

引き續いてその他の事項として日缶協規格表示委員会で検討された内容につき全缶協としての考え方につき意見交換を行なつた。

## 2. 果実かん詰の開かん後の取扱注意事項の表示について

### 〔文 言 例〕

- 開かん後はすぐお召しあがり下さい。使い残しはガラスや陶器など他の容器に移して下さい。
- 開かん以後はなるべく早く他の容器に移して下さい。

この件についてはすでに農林省の通達により果汁飲料はこのような注意事項を表示することになつたが、果実缶詰について神奈川県消費者センターから業界、農林省、厚生省、公取委、企画庁等に注意事項を是非表示してもらいたいとのデーターを添えての要望があり、また農林省自体も業界に協力してもらいたいとの要請があつた。日缶協としてはすぐに結論は出せないとし農産缶工組で検討することになつたといわれる。

## 〔全缶協の考え方〕

表示した方が消費者に親切であり、表示すること自体問題はなからう。しかし表示を義務づけるとなるといろいろと問題が出るので極力表示する方向で進めたらよいとされた。

### 3. 添加物の化学品名による表示

1) 包括的名称で示すほか、化学品名で示すことを認めることの可否

合成糊料添加ーデンプリン酸エステルナトリウム添加

メチルセルローズ添加

これは「合成糊料添加」という表示は消費者から見て増量材に使用されているような誤解をされ好ましくないので化学品名の方がよいという意見が多いといわれる。しかしこの件に関しては結論が出ず各組合で更に煮詰めようということになった。

## 〔全缶協の考え方〕

どちらがよいかはつきりと断定はくだせないが化学品名では消費者がかえって疑問を持つ可能性が大きいのではないか。「合成糊料」という表示も好ましいものではないがこの表示の方が消費者に対する抵抗は少なからうという意見であつた。

### 4. 缶記号の読み方の説明について

〔表示例〕

アスパラガス(250gかんの場合)

かん記号の読み方

かん蓋に刻印された記号(上段)で表わされた中味の本数は下記

のとおりです。

A W W M	7本～9本
A W W L	10本～15本
A W W m	16本～23本
A W W B	24本～40本

「かん蓋に刻印された……」のかん記号の読み方の説明がなくただ記号と本数のみが表示されている缶詰があり、消費者から何の説明かわからないとの声があるので必ず「かん蓋に刻印された記号(上段)……」という文字を加えた方がより親切である。

#### 〔全缶協の考え方〕

全缶協関係のブランドは全部「かん蓋に……」の説明文を表示してあるので問題は無いとされた。

#### 5. なめこおよびマツシユルームの形状別の図柄表示について

規約・施行規則にもとづく規定

〈なめこ〉

つぼみ及び開きの別を示す缶記号の読み方の説明をすること。

修正案

○ つぼみ、開きの別の図柄を示す。

修正案でつぼみ、開きを別々の図柄の印刷缶にするということでパツカー自体はこれに賛成との意見が多かったといわれるが結論は出ず保留となつたといわれる。

### 〔全缶協の考え方〕

特になめこにあつてはあらかじめ区別した印刷缶を用意できない。そうした面を考慮に入れて公正規約で共用できるようになつてゐるものであり、これを修正することは反対である。

#### 6. トップ印刷缶の刻印について

角5A、角3B等にトップ印刷をしているものが多いがこの場合に缶マークの刻印が見にくいので厚生省、農林省からなんとか工夫してもらえないかとの要望がある。この日検討を行なつたが結論は出ず今後なんらかの方法を検討しようということになつたとのこと。

### 〔全缶協の考え方〕

ソコ打ちは困難なため逆刻印してはとの意見も出たが、これはおいおいに考慮して見易いよう改めてゆくことになつた。

#### 7. カニ缶の金、銀、赤、青線とラベルについて

カニの色分けはJASでも公正規約でも規定はなく自由に使用されているが特にズワイガニで金線ラベルが乱用されているのでこの点を今後検討していく必要があるということからカニの組合で委員会を設置し協議していくことになつたといわれる。

### 〔全缶協の考え方〕

カニ缶は原料によつて品質に非常な相違がある。PAでも銀線を使つてゐるところがあり、これはなんとか規制する必要がある、また消費者はタラ

バ、ズワイといったカニの種類は余り知らないのでカニの品名表示を整理してPRする必要がある。また将来の方向として原料の産地、品種等はずきり表示せよとの要求が出てこよとの意見も出た。

#### 8. 併用旧印刷缶の全糖への転用問題について

これは日缶協の内部で確認する意味で議題として取りあげられたがこれから製造、出荷するものについては市場での問題が起きているので原則としてシルバーコートすることになっているが2本線で消したものについてはラベルがはがれないようにしつかり貼りつけさらに旧印刷缶を使っている。が中味は全糖品であるという説明文を加えること。この場合旧印刷缶の「合成甘味料添加」の文字は必ず不減インクで消さなくてはならない。旧印刷缶を使用した製品について多数の消費者から投書等が寄せられ疑いを持たれており実状を知らせる広告を一般紙に掲載してくれるとの強い要望があつたが全体から見た数量は僅かであり今さらこうしたことを広告することはかえつてマイナスであるとの意見からこの件は否決されたという。

#### 〔全缶協の考え方〕

旧缶使用問題でいま騒いでいるのは殆んどがプロ的存在の消費者からであり一般消費者は気にしていないとの意見があり、広告によるPRは避けるべきである。また旧缶使用はすべてシルバーコートすることを徹底したい。

☆

☆

☆

果汁飲料等の公正競争規約について北田専務理事から次のような説明を行なつた。

「11月4日に申請4団体が集まり公取委が示してきた最終的修正案につき検

討を行ない大方はこれをのむより仕方がなかろうという見解であつた。一番問題となつたのは「ジュースドリンク」の名称についてであり、公取委は規約第5条に「ジュースドリンク」の名称をとどめておくがただし当分の間（施行後1年乃至1年半）は使用を自粛されたいとしている。この件に関しては付則に記すという考えであり、業界としてはその期間以後はジュースドリンクの名称が使用できることを確約する意味で文書をあらかじめ公取委から取つておく必要があるという見解であつた。

また「〇〇オレンジジュース」等旧印刷缶にあつては「果汁〇〇%」のシールを貼らなければならないとしている。また果汁5%内外のものについては「果汁10%未満」と表示が必要とされる。果汁が含まれていないファンタ、キリンレモンといった飲料はすべて「香料飲料」と表示し、さらに「合成香料飲料」「着色料飲料」という表示をするなどの最終修正意見が公取委から出されている。この修正案をのめば年内にも告示されることにならう。

猶予期間については業界は旧缶在庫の問題もあるので最低1年は必要としている。一方農林規格は既に告示され一括表示の方法等についても通達が出されている。業界のねがいは規約とJASとの表示の矛盾が絶対にないよう決定されることであり、その点日缶協に強い要請を行なっている。」

☆

☆

☆

## 〔日缶協規格表示小委員会への全缶協の姿勢〕

11月12日の日缶協規格表示小委員会との工場缶マーク簡素化に関する合同打合会には全缶協規格部会を代表して橘田部会長、北田専務理事が出席することになつたが合同打合せ会では次の2点について全缶協の見解を強力に要望することになつた。

1. われわれは公正規約にのつとつた表示を行なっているが一方これに反

する・ような表示をしている業者がいる。例えば「合成甘味料は勿論使っていないせん」「純正食品であります。」等の表示をしており、これを協議会はこのまま放任するのか改めさせるのかあるいはわれわれもこうした表示をすべて行なうのかといった問題につき話し合う。市場では確かにこうした表示を行なつた方が有利であり、違反を認めるということであれば規約を守っている人は馬鹿を見ることになるので規約を守る人に対して協議会がその人達を守るという姿勢が絶対に必要である。

2. 魚類缶等味付。野菜煮の全糖表示問題は規約ではこの種のものには全糖表示ができないことになつているがこの全糖表示は末端ではかなり神経質に見られており業界では44年10月以降のものは全部全糖であるということであるがなお末端消費者の見方から混乱する可能性がある。現在大手水産の多くは全糖表示あるいは砂糖使用等の表示を行なつており、今後これを進めていくのかどうか。この際業界全体で取り決め一致した姿勢で進むべきであろう。農林省は全糖表示は好ましくないといつた方向で進めているが自己防衛上全糖表示は必要であろう。従つて規約を無視するのか、規約を改正するのかといった問題につながる。

## 日缶協規格表示小委員会との合同会議

日時 昭和45年11月12日 13.30～15.30時  
場所 日本缶詰協会 会議室  
議題 1. 製造工場缶マーク簡素化に関する件  
2. その他  
出席 (日缶協側)

委員長 日魯漁業㈱ 常務取締役 谷 正二氏

委員 はごろも缶詰㈱、関東缶詰㈱、日東食品㈱、大洋漁業㈱、日缶協平野常務、事務局 東峰常務、渡辺課長。

(全缶協側)

橘田規格部会長、北田専務、中沢、

## 合同委員会の概要

製造工場缶マークの簡素化に関しては全缶協側が地区別一連番号、日缶協側が工場個有のマークを主張し平行線をたどっていたが10月28日の日缶協規格表示委員会で全缶協の提案でもあった「都道府県別一連番号および工場個有の記号による2本建て」という案が示されてきたので全缶協はこれをもとに

11月5日緊急に在京規格部会を開いた結果全缶協が提唱してきた「地区別一連番号制の一本が理想であるが従来一工場4～5個もあつた工場缶マークが2本建ということであれば少くとも一工場2個に整理されることになり一歩前進といえるので地区別一連番号および工場個有の記号の2本建とすることに全員意見の一致を見た。

全缶協としてはこの姿勢で日缶協規格表示小委員会との合同委員会に臨み意見を述べることになり、この合同会議に橘田部会長と北田専務理事が代表出席した。

協議の結果次のような方針を決定した。なお日缶協はこの製造工場缶マーク簡素化に関する件を11月18日の理事会に諮り承認を得たうえで日缶協側と厚生省に働きかけることになった。

### 1. 製造工場缶マークに関する件

## 1) 都道府県別一連番号

都道府県別番号はローマ字とするこれは地区別が数字であると消費者が製造年月日と見分けがつかなくなるためにローマ字二字の組合せとしたもので、昭和25年8月12日農林省令第95号漁船法施行規則では次のように県別に地区別標識文字が決められており、これを採用することになった。

北海道 HK、青森 AM、岩手 IT、宮城 MG、秋田 AT、  
山形 YM、福島 FS、茨城 IG、栃木 TG、群馬 GM、埼玉 ST、千葉 CB、東京 TK、神奈川 KN、新潟 NG、富山 TY、石川 IK、福井 FK、山梨 YN、長野 NN、岐阜 GF、  
静岡 SO、愛知 AC、三重 ME、滋賀 SG、京都 KT、大阪 OS、兵庫 HG、奈良 NR、和歌山 WK、鳥取 TT、島根 SN、  
岡山 OY、広島 HS、山口 YG、徳島 TO、香川 KA、愛媛 EH、高知 KO、福岡 FO、佐賀 SA、長崎 NS、熊本 KM、  
大分 OT、宮崎 MZ、鹿児島 KG。

なお政令都市は例えば横浜はYHというように決められている。

各都道府県内の工場一連番号は01～99（北海道の場合は01～999）とする。東京であればTKO1というような製造工場缶マークとする。

## 2) 工場個有の記号

工場個有の缶マークについては一工場につき一記号を認めることとし委託者の専属すなわちそのブランドのみ100%製造している系列工場は当該委託者の缶マークに一連番号を付したものは認める。ただし工場個有の記号はアルファベット又はアルファベットと数字の組合せであつて5文字以内とする。

### 【検討内容】

一連番号で42といった番号は不吉な番号としてみな嫌うところであ

り、こうした数字は当然欠番が出ることが予想されるが、これは厚生省も仕方がないとしている。アウトサイダーの取扱いについては県衛生部等で周知徹底が図られよう。この工場缶マークの2本建が承認されれば告示によらず厚生省通達といったかたちが考えられる。

このように製造工場缶マークは一工場二マークということになり従来に比べ相当の整理が見られることになり厚生省もこれを受け入れるであろうとの方の見解であつた。全缶協からの意見として問屋ブランドは例え100%の系列工場であつても多くの製品は「都道府県別一連番号」によるものになるのでこの系列工場であつても工場個々の缶マークの方はそのブランドイメージからいつて使わないであろう。また地区別の記号については厚生省に任せられた方が賢明ではないかとの発言に対しては厚生省としては具体案を示さなければ受付けないであろうとされた。

なおこれが実施にあつてはマークボンチ等の刻印作業に相当の日時を要するので猶予期間を十分に見るよう配慮ありたいとの製缶協会側の申入れがあつたといわれる。

## 2. そ の 他

### 1) 東京都のチクロ缶詰取締状況等について

日缶協平野常務理事から東京都のチクロ缶詰取締状況、味付缶詰の二次汚染による問題等につき次のような説明があつた。

「今日、東京都衛生局食品監視課山海課長に会いその後の取締状況について聞いたが味付缶詰の無表示の缶詰がまだまだかなり店頭にあるので都としても年末にもう一度一斉取締りをやらざるを得ないとしている。無表示缶詰のチェックしたリストは16日頃見せるといつていたが現状はブランドごとの個々の責任で棚から取り去る作業をやつているが一部地方のパッカーブランドは手が回らずこうしたものに対して日缶協でなんとか手を

打ってもらいたいという要望があつた。2次汚染の問題は東京都では余り問題となつていないが地方によつては20PPMでも検出されれば回収しなさいと指示しているところがありこの2次汚染は頭痛の種である。当初厚生省が通達した検出方法では2次汚染のものは検出されなかつたが、その後に出した通達では15~20PPMでも検出され、醤油に入っているものまでも検出される。どの程度までならよいといった基準がなくクロがどんなに微量であつても検出されれば駄目とされてしまう。ただ醤油に入つていたんだという申訳けが立ち、行政上の配慮があるということである。」

## 2) 果実飲料の公正競争規約等について

日缶協平野常務理事は果実飲料の公正競争規約について公取委との折衝経過とリボンジュース中毒問題について次のような説明を行なつた。

「リボンジュースのスズ中毒事故は10月29日発生した。製造は9月12日であり、まだ製造して2カ月も経っていないのに300PPMも検出されたということはかつて前例のないことである。硝酸イオンのほか何か原因があるのではないかと見て、東京都ではリボンジュースだけの問題ではなく他のジュースについても測定する意向である。なおリボンジュースは全ロットを回収した。」

☆

☆

☆

果実飲料の公正競争規約については昨日申請した団体が公取委に行つたが「ジュースドリンク」について公取委は強硬であり、旧空缶は猶予期間の半年はよいがそれ以降は不当表示であるのでシールを貼つてくれと要求している。業界はこれはとてもものむことができず、業界としての最終的妥協案として、大手ブランド物は回転も早く在庫も少ないということから6カ月の猶予期間でよいが中小ブランドの製品については最低でも1年以上認めて

もりたい。勿論その間業界としても交通整理に努める、という事を申し入れたが、結論が出ずこの件に関して11月14日に再び会を開くことになっている。」なお全缶協からシールを貼付するということはチクロですでにいい経験をもっており、貼られていないと表示違反といった大きな問題に繋るのでシール貼付といったことは絶対に承服しないようにと要望を行なった。

☆

☆

☆

## 全缶協から日缶協規格表示委員会に対する要望

全缶協を代表して橋田規格部会長、北田専務理事は次のような意見を述べ要望を行なった。

『全缶協としてこれから申しあげるとは業界が統一した姿勢で取り決めてもらいたいという要望事項である。公正競争規約は業者間の申し合せによつて決めたものであるが、全缶協メンバーはこの申し合せを守っているが、大手メーカーのなかで「合成甘味料は勿論使っていません。」「純正食品」「牛肉以外は絶対に使っておりません。」等の表示をしている。これは明らかに規約（不当表示の禁止）第7条「事業者は、食品かん詰の原料の種類、形状又は品位、原料の配合割合又は調理の方法、添加物の種類その他食品かん詰の内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係わるものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない。」に抵触する。こうした表示を絶対にしてはいけないということを主張するのはなく、われわれもこうした表示をするのかどうか。するといった場合に業界として統一する必要があるのではないか。一部大手のみが勝手に表示をするということでもなく業界が一致した姿勢でやらなくてはいけないと思う。また魚類



## 果実飲料等公正競争規約公取委 修正意見についての打合会

日時 昭和45年11月14日 10.30～14.30時  
場所 日本缶詰協会 会議室  
出席 全国清涼飲料水工業組合 日本果汁農協連  
日本果汁協会 日本缶詰協会  
日本製缶協会 明治製菓(株)  
ペプシコーラ コカコーラ  
全国缶詰問屋協会(橋田規格部会長、北田専務理事、下妻氏、  
中沢)  
〔公取委〕 中村景表課長、川合課長補佐、松浦係長

### 打合せ会の概要

11月4日、11月9日関係団体間で協議を行ない、公取委との間で意見調整を行なってきたが、このほど公取委から果実飲料等公正競争規約の設定に関し最終的な修正意見が示され、ようやく煮詰めの段階に入ってきた。この打合せ会は公取委の修正意見を中心に公取委担当官をまじえての最終的な打合せであり、公取委、業界からそれぞれ見解が述べられこの結果業界では来週中に規約の手直しを行ない公取委に提出することになった。

☆ ☆ ☆

#### 1. 公取委の修正意見

##### 1) 旧印刷缶の取扱いについて

旧印刷缶は告示後6カ月(猶予期間)で施行となるが施行の日から果汁

〇〇%というシールを貼ってもらいたい。これは委員会の見解として旧印刷缶（ジュース名称）は不当表示に該当する、という考えにもとづくものである。

## 2) 果汁10%未満の名称について

業界から「果汁0%」、「果汁含まず」といつた表示は避けたいとの強い要望があり、それではどんな名称にしたら消費者が誤認せず選択することができるかを検討してきたが、その最終的なものとして色つきものは「合成着色料香料飲料」透明なものは「香料飲料」という名称にしたい。これは着色料についていま消費者は神経質になっており、色のついていないものと区別をする必要があるためである。

## 3) 猶予期間等について

果実飲料等の公正競争規約については消費者団体、マスコミ関係が特に関心が強く、施行の早期実現を進めなければならないが、従来猶予期間は6カ月となっており、これを延長するということはなかなか困難であり、一方シールを貼らずに済ませるということはこれ以上に難しい。

## 2. 業界の見解

### 1) シール貼付について

果汁〇〇%のシール貼付は不可能である。業界は「サイクラミン酸塩添加」のシール貼付でどれだけの犠牲を強いられたかはかり知れず貼られていないといった問題から缶詰全体に有形無形の損害を与え業界にとつて大きなマイナスであつた。業界はこうしたにかい経験は二度と繰り返さない。

流通段階から見ても新表示印刷缶、シール貼付の製品、現に出回っている製品というように三様のものが市場に出回ることになりこれは当然消費者から見ればシール貼付されていない旧印刷缶は必らず問題とされ小売店



表示といったことにもなり王冠の場合はスペース的にも表示することは無理である。この点は公取委と厚生省とで折衝してどちらか一本にするよう決めてもらいたいとの要望であつた。

## 〔 結 論 〕

以上の業界からの意見に対して公取委事務局として一応次のような方向で進めることになつた。

### 1. 猶予期間について

猶予期間は6カ月というのが慣習となつており、この原則を崩すということはできないが、附則でなんとか救済の方法を考えておき、実際に旧缶処理に困るといつた事態になればその時点でよい方法を考えたい。従つて6カ月の猶予期間を9カ月あるいは1年延期するという事は願いたくない。

### 2. 「合成着色料香料飲料」の表示について

これは業界との交渉の過程において要望が強く公取委としてもぎりぎりの妥協案として「合成着色料香料飲料」の表示が出てきたものである。公取委としては厚生省の食品衛生法とは別個のもので二重表示にはならないと考えるができるだけ「合成着色料使用」の表示をしないで済むよう厚生省と折衝したい。努力はするがどうしても厚生省の方で「合成着色料使用」という表示をしなければいけないということであればスペースの問題もあるので「合成着色飲料」という6文字にしたらどうかという考えが述べられた。

## 食品業公正取引協議会 懇談会

日 時 昭和45年11月17日 13.30～15.30時

場 所 日 本 缶 詰 協 会 会 議 室  
内 容 純正、天然、ビュアー等の表示に関する懇談会  
出 席 主婦連（和田）、地婦連（並木）、生活協同組合（岩田）、  
公取委（川井、松浦、外1名）  
日缶協（平野）、全缶協（橋田、北田）  
その他11の食品公正取引協議会のメンバー

☆ ☆ ☆

この懇談会は各食品業界の公正取引協議会（食品缶詰、マーガリン、食品のり、  
飲用乳、など）が自主的に開いたもので公取委および消費者団体の代表者を招  
き、特に「純正」「ビュアー」「天然」等の表示に関し、意見の交換を行なつ  
たもの。

#### 〔主婦連・和田〕

「健康食品」「健全食品」など雑多に使用されているが、食品については  
健康が基本線となるべきものであつてことさらに「健康」を使用して欲し  
くない。

但し人工的なものはその旨表示していただきたい。

のし餅に「純自然食品」と表示してあつたが、防腐剤が入っていないもの  
にはむしろ保存期間を記入して欲しい。

#### 〔地婦連・並木〕

私のところは会員600万人おり、全国1300個所に生活学校を設けて  
いるが、現在純正食品についての検査を行なつている。

純正とか自然とかを統一することは必要かもしれないが、内容規定を設け  
るのはおそらく不可能であろう。従つて内容規定さえ厳密にすれば純正な

どの表示は不要であり、何も入っていないものはおのずから純であると判断がつくようにしたい。

### 〔生活協同組合・岩田〕

紛わしい表示は一切避けたい。

### 〔公取委・川井〕

純粋でないものを純粋というのはおかしいのであつて、これらの規制は①規約のルールによる②不当表示法 8号で不当表示を指定してゆくことになるが、食品である限り、何が入っているか具体的に表示してゆくのが基本であり、ポイントの一つとなる。従つて純なることを強調してゆく傾向は大いに考えなくてはならないし、また言葉の概念がはつきりしないまゝにおかれることも混乱が生ずるもととなる。

例えば牛乳の場合、殺菌した牛乳を天然とか自然食品といつてよいかどうか……私は使わせない方が正しいのではないかと思つている。とにかく自然でないものを自然というところに問題がある。

ところで私は自然と純粋とは若干ニュアンスが異なるように思う。特に100%蜂蜜は「純粋」といえるのではないか。それは外のものが入っていないという点で純粋といえる訳だ。

この他に「完熟」などの表示についてもふさわしくなければ避けてゆきたい。

いずれにしても100%単一なものは純正。純粋が認められようが、複合的加工食品については果して純粋という文句が適当かどうか十分検討する余地がある。

## 簡缶詰 J A S 規格簡素化合同会議

日 時 昭和45年11月18日 14.00～16.00時

場 所 日本缶詰協会 会議室

議 題 簡缶詰 J A S 規格簡素化に関する件

### 合同会議の概要

簡缶詰 J A S 規格簡素化に関して全缶協は10月22日の委員会で一応の案をまとめ、一方日缶協も22日の小委員会でメーカーサイドの案をまとめたが、これにより全缶協、日缶協の合同会議を開き更に煮詰めを行なうことになりこの合同会議開催となつたものであり、問屋、メーカーサイドからそれぞれ活発な意見を出したうえで一応合同会議の結論づけを行ない検査協会とも十分打合せしたのちに新物から実施できるよう早急に農林省に申請するという段取りで進めることになつた。

☆

☆

☆

### 〔 合同会議の結論 〕

〔 改正（案） 〕

分類	サイズ 等級	大きさの区分	等 級				
			1等	2等	3等	合格	等外
全 形	LL	10～15個	○	○	○		
	L	16～25 "	○	○	○		
	M	26～40 "	○	○	○		
	S	41～60 "	○	○	○		
	T	61 個以上	○	○	○		
割			○	○	○		
傷 (先折)	大	25 個以下	○	○			
	中	26～60個	○	○			
	小	61 個以上	○	○			
先					○		
切					○		
筒	大	25 個以下				○	
	中	26～60個				○	
	小	61個 以上				○	

〔分類別改正（案）要旨及び検討内容〕

- 1) あくまでもJAS受検することを前提としての簡素化であること。
- 2) 全形の規格は現行通りとするが現行のSS以上を削除しT61個以上として20本きざみの表示をする。

以上の結論に達したがこの間の主な議論として全缶協側は3等を「大、中、小」に区分けすることを提案。これは3等は台湾ものとも競合出来るようにすべき

であるとの見解によるものであつた。しかしいづれにしても筒缶詰の簡素化は製造、問屋、末端三者の立場を考慮にいれたものでなければならないということから8等についてはパツカー側の希望をいれることにした。これは特に九州地区委員から、原料的に3等の数量が多く、それだけに工場の採算ペースに響くので3等も現行の規格通りにしてもらいたいとの要望があつたことによる。なお九州地区サイズ、等級別製造%は下記の通り。

L L.	A	1.18 %
	B	7.58 "
	C	16.9 "
L.	A	2.3 "
	B	9.88 "
	C	17.7 "
M.	A	3.1 "
	B	6.36 "
	C	9.06 "
S.	A	3.17 "
	B	3.88 "
	C	4.85 "
T ~ T T.	A	6.14 "
	B	3.78 "
	C	4.22 "
計	A	15.9 "
	B	31.3 "
	C	52.7 "

以上のような実情から全形の規格は現行通り8等までの等級となつたが、大きさの区分は全缶協の考え方を基本に現行SS以上を削除しTの61個以上は

2) 0本きざみとすることに話合いがなされた。

3) J A Sを受検することを前提条件として割の規格は現行通りとする。

全缶協は品質の低下となるような簡素化には反対であり、割の3等は設けず、もし割の3等が出来た場合はクズに入れるという考えであつた。これは従来3等は筒のようなものであつたので1、2等のみの規格にしてもらいたいという主張である。これに対してメーカー側は、割の3等が一番多く本来は筒は入れるべきものでなく、もし入つていけばJ A Sに合格せず3等以下のものは検査落ちとなるので現行の規格のままにすべきであるとの主張から、J A Sを必ず受検するという条件で現行規格ということになつた。

4) 傷、先折の規格は一本にし、傷と先折との混合詰とする。等級は1等、2等とする。

全缶協の考え方は末端の意向を聞けば傷、先折とは別々の規格を望む向きもあるが、これは一本にしなければ簡素化にならないとの意見であつた。これに対してパツカー側(四国地区の委員)は現行の規格では傷、先折とはつきり区別しておらず名称を一本にすることはよいが等級は1、2、3等と従来通りにすべきであるという意見を述べた。しかしこれらは数量的にも少なく販売面の問屋の意見を尊重して等級は1等、2等ということになつた。

5) 先、切の規格は大、小に分けず合格一本の規格とする。

先と切の規格については全缶協、日缶協とも合格一本にするという一致した見解であつた。

6) 筒は大、中、小に分け合格の一本とする。

全缶協の合格一本ということは現在のA筒程度のものでB筒(青竹のようなもの)はやめてもらいたいという意味である。メーカー側は現行の格付は合格、等外、不合格の3通りであるが、検査の格付方法を改善する必要がある肉質を重点におき形よりも品質面から合格、不合格を決定すべきであるとしこの点を要望していくことになつた。また見方統一会を開き受検しやすい方

向で検討したいとの意向が示された。

#### 7) モト、クズの規格は設けない。

全缶協(案)によるモト、クズの規格を設け等外とすることについては特に規格を設けないことに決定した。

### [採点基準]

採点基準については本、合同会議では特に触れなかつたが全缶協からMのなかにLサイズのものが入っているものがあり、粒揃いをもつとよくしてもらいたい旨要望した。これは末端からどこの工場の製品のものをくれという注文が多くあり品質のよいものをつくれればそれだけ工場のメリットにもなるわけである。筒缶詰は同じルートに流れるのが多く、例えば料理屋などは同じ製品でなくては困るわけで、品質が統一されていないとクレームをつけられることになる。

☆

☆

☆

### [その他]

全缶協から次のような要望を行なつた。

最近クリツパー缶が多くなつてくる傾向にあるが、入荷して缶を開けて見るとカビがついていたり、酸化しているものがある。数量的には多くはないが、従来のハンダ缶に比べ上からの衝撃が弱いので荷扱いに十分注意することは勿論であるが、クリツパー缶による事故缶が多く末端からのクレームが発生しており、この点をパツカーから製缶会社に要望してもらいたい。

## 農林 畜水産物資の消費者苦情関係 事務処理要領の一部改正について

11月18日付、農林事務次官名で全缶協浅井会長宛に文書が届けられたが、その主旨は次のような内容である。

農林省では所管物資について消費者苦情を適切かつ円滑に処理するため「農林畜水産物資の消費者苦情関係事務処理要領(昭和44年12月8日付け44農経ロ第3007号農林事務次官依命通達)」が定められこれに基づいて苦情の解決に当たってきている。業界に關係する苦情については従来、社団法人日本農林規格協会が業界における苦情処理関係事務のあつ旋と処理方針の調整を行なつて来たが、このほど食品業界を包括した財団法人食品産業センターが発足したので、食品の業界に関する苦情はこの財団法人食品産業センターに苦情処理関係のあつ旋等をお願いすることになり、このたび要領の一部「社団法人日本農林規格協会」を「財団法人食品産業センター、社団法人日本農林規格協会」に改めることになった。ついては、今後同所から貴団体に対して苦情処理に関する依頼または照会が行なわれることもあると思いますが、その際はよろしくご協力くださいますようお願いいたします。

以上の内容の文書である。

農林畜水産物資の消費者苦情に関する問題は、

「消費者保護基本法(昭和43年法律第78号)の趣旨に則り、農林畜水産物資に係る消費者苦情の適切かつ迅速な処理を図る方途を確立することにより、消費者利益の擁護および増進を図り、もつて国民消費生活の安定と向上に資するものとする。」ことを趣旨とする。

## 缶詰共同宣伝

本年度缶詰共同宣伝の11月中に行なわれた事業をまとめてみると次のような結果となり、地味ながら堅実な成果をおさめている。

### 1. 栄養士会関係

46年国際ジャンボリー大会(8/1～16)において献立作成に協力

### 2. 農業協同組合中央会とのタイアップによるもの

(東京、神奈川を除く各県の農協生活指導員の研修会)

大分県、福島県、鳥根県、宮城県、徳島県、高知県、山口県、静岡県、東京都各県中央会

計 14回 人員約540名

### 3. 消費者団体とのタイアップ

主婦連(主婦会館於) 計 16回 人員 800名

" (松戸) 1回 人員 50名

消費科学連合会市販缶詰リサーチ 1回 人員 50名

栄養改善普及会 缶詰料理の集い 1回 人員 80名

### 4. 学校関係とのタイアップ

西武栄養料理学院、高崎料理学校、服部栄養専門学校、増田学院

(講師は藤田義一先生)

計 27回 人員 1,212名

### 5. 朝日新聞社とのタイアップ

朝日女性教室 計 5回 人員 675名

中央集会として11月9日(月)朝日講堂に於て講演及映画会

11月29日(日)築地松竹料理教室講演及料理

計 2回 人員 300名

## 6. フルーツショー

朝日新聞社主催 小田急向ヶ丘遊園地に於いて第3回フルーツショーに参加。缶詰館を設営。期間は9月26日(土)～11月29日(日)で、土、日には缶詰巻締実演(缶詰貯金箱)を行なった。期間中入園者約50万人。

## 朝日女性教室

(12月行事予定)

月日	会 場	1.00 ～ 2.00	2.00～ 3.00
12/3 (木)	富士宮市 静岡銀行富士宮支店 ホール (05442-6-8111)	環境と味覚 西丸 震哉 (食糧研究所栄養化学研究室長)	かわつたお正月料理 澤 健治 (服部学園調理主任)
12/16 (水)	国分寺市本多 国分寺市 公民館 (0423-21-0085)	家事への提案 西川 勢津子 (家事評論家)	かわつたお正月料理 筒井 敬子 (料理研究家)
12/8 (火)	足利市家富町 足利トリコット会館 (0284-4-0151)	1時半～ かわつてきた主婦の役割 上坂 冬子 (評論家)	かわつたお正月料理 黒子 千重子 (淑徳短大助教授)
12/9 (水)	浦和市原山 原山会館 (0488-82-8468)	あなたの食事にひと言 西村 薫 (女子栄養大学助教授)	かわつたお正月料理 榎 叔子 (料理研究家)

## チクロ金融救済措置の現況について

去る10月1日からチクロ入り缶詰は販売禁止となつたが農林省農林経済局企

業流通部企業振興課では政府で何等かの救済措置を講ずるにしてもチクロ入り食品の生産・販売にわたる実態調査を行なつたうえで検討する必要があるとして、缶詰のメーカー、および問屋に対し、チクロ入り缶詰の損失に対し調査依頼が日缶協、全缶協に寄せられ、全缶協では10月1日付理発第48号をもつて、各会員に「チクロ入り食品販売実態調査」につき調査協力ありたき旨通知した。

ところで実際に事務局に宛て(秘)扱いで調査書が寄せられたのは28社にとどまり、満足すべき協力は得られなかつた。

全缶協事務局は回収困難な実情を農林省側に説明、農林省はこの28社の資料をもとに作業を進め、中小企業庁に対し金融救済措置についての折衝を行なうことになつた。しかしメーカーは別として流通部門への救済には中小企業庁が難色を示し、農林省もその方策に苦慮しなければならない立場におかれていた。その後数回にわたり、全缶協事務局で農林省側よりの状況説明や依頼があつたので経過を追つて現況をお知らせしたい

☆

☆

☆

11月19日農林省企業振興課佐橋課長補佐から「通産省ではチクロ損失に対する金融救済措置の対象から流通部門(問屋)を除外したい意向であり、諒承願えないか。」との相談が事務局にもちかけられたので、同日午後2時北田専務理事(中沢職員同行)は、農林省に出向き約2時間にわたり有賀企業振興課長、佐橋課長補佐に面談し、缶詰卸業界の実情を訴え流通部門を除外することのないよう強く要望、農林省としてもその方向で努力することを確約した。

しかし通産省の意向は出来るだけ融資対象の業種を絞りたいとしており、缶詰製造業者のみを対象にあればよいという意向が折衝の過程で臭わされているので、農林省としては最悪の場合でも告示を「缶詰製造業者(ブランド所有の問屋を含む)……」というかたちにもつていきたいと述べた。

☆ ☆ ☆

今回とられる救済措置は、特別立法といつたかたちをとらず既存の「倒産企業対策救済法」が適用されることになる。この場合種々の条件を満たした個々企業のみ融資が受けられる。

農林省は一応いまの段階で条件が満たされる全缶協メンバーの問屋は調査資料提出28社中1社のみであろうとしている。

☆ ☆ ☆

倒産企業対策救済法により融資が受けられる企業は次の条件が満たされなければならないとしている。

- ① 中小企業であること。従つて流通段階にあつては資本金1千万円以下、従業員50人以下といういずれかの規定にあてはまらなければならない（製造部門は資本金5000万円、従業員300人以下）
- ② チクロ入り食品の取扱い高が全取扱金額の2割以上を占めること。
- ③ 現実に困つているということが前提条件であり、チクロ問題により赤字が増加しているか、黒字が大巾に減つていること。（前年に比べ利益金が増加している企業は対象外。）また例えば資本金200万円で利益金が300万円という場合、資本金に対する利益率が150%となり、こうした企業も除外される。
- ④ 以上の条件を満たす企業でかつ借入れを希望するもの。

## ◎ 農林省・通産省との折衝 状況についての説明

11月19日に引續いて、北田専務理事は11月27日午後3時半から約1時

間、農林省企業振興課有賀課長、佐橋課長補佐を訪問しテクロ損失に対する金融救済措置について農林省が現在まで通産省と折衝を行なっている状況につき聴取した。

その状況は次の通りである。

☆ ☆ ☆

11月25日の折衝で通産省は缶詰製造業のみとするならば大蔵省にもちだせるが、それが出来ないということであれば適用はだめだという強硬な態度を示しており、農林省としてもここで強行に頑張つていもうやむやにされてしまう可能性が強く、年末融資に間に合わせたいので対象を缶詰業のみとして、他の食品業界は個別に斡旋するような方法をとることにしてほしい。

缶詰以外の他の業界は一応これで仕方がなかろうという意向を持つており、この個別届出によるものは正式な基準を設けて中小企業庁にもつていきたい。この場合当然対象は中小企業であり、金融機関は国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工中金が中心となろう。そこで問題となるのが缶詰の流通段階ということになるが通産省は缶詰製造業のみにしたいとの意向であるので農林省は缶詰は問屋ブランドが多く、そのブランド所有者は製造業者と同じ立場にあるので流通段階を含めたものにするを主張する。しかしどうしてもこれが受け入れられない場合は、最低の条件として「缶詰製造業但しブランド所有の問屋含む」といつたことまでは譲歩するが、これが受入れられない場合は農林省としても決定出来ないので保留として持帰り、あらためて全缶協とも相談する旨を確約した。

☆ ☆ ☆

以上、農林省が通産省と折衝を行なつて来た経過説明であつたが、農林省が金融措置として考えている方法は次の3点である。

- ① 倒産企業対策救済法の適用を受けるもの。
- ② その対象からはずされた食品業者については農林省に個々企業が届出、それにより中小企業庁に金融の斡旋を頼む（その基準等については、通産省と①の折衝過程で併行して行なう。
- ③ 大手については農林省が窓口となり、融資希望の会社があれば斡旋を行なう。この場合の金融機関は農林中金、農協共済連が中心になる。従つて農協関係と取引のある場合は話しもしやすく有利となる。

☆ ☆ ☆

倒産企業対策救済法による融資は特別に恩典というほどのものではなく、担保をとる場合には1,500万円の補償枠が増加されるに過ぎないとしており、告示された後、市、村長宛に通達がだされ、それぞれ対象となつた会社がさらに審査を受けその審査に通過した会社が融資を受けられることになる。

## 融資の対象は「缶詰製造業」 のみとする方針で進める

農林省は通産省と折衝を重ねて来たが、11月30日、次のような方針を固めた。

☆ ☆ ☆

通産省はブランド所有の間屋を含む主旨はよろしいとしているが告示の文書上は「缶詰製造業者」ということにして特に「ブランド所有の間屋を含む」という表現は加えない。これはその他食品業界からの抵抗を防ぎたいとの考えにも



乾 杯 輸出組合 中村理事長  
万 才 製缶 協 高碓会長  
司 会 日 缶 協 隈野専務

5. 招待先 役所関係の招待先に対しては各団体で名前をあらかじめ出し合つたうえ日缶協にて整理する。
6. 案内先 案内の範囲は東京中心とし、銚子。静岡以内とする。
7. その他 45年度の繰越金は¥4,610.-である。

## 公取委事務所移転

公正取引委員会事務局は、11月24日付で外務省横の新庁舎7～8階に移転した。

新庁舎の住所ならびに電話番号は次のとおり。

住 所 千代田区霞ヶ関2-2-1  
電 話 581局5471番(代表)

## 会 員 消 息

### 〔役員人事〕

※ 株祭原(東大阪市本庄1661)では、11月28日の定時株主總會ならびに取締役会において、社業の一段の近代化を図るべく経営陣の刷新強化を行うため次の通り選任されそれぞれ就任した。

取締役会長	祭原次郎
取締役社長(代表取締役)	森際幸夫
専務取締役(代表取締役)	武田重正(新任)
常務取締役	中川和雄
取締役 営業部長	中井祥郷
取締役 管理部長 兼電算室長	多田史郎
取締役 業務部長	細江正義(新任)
取締役 財務部長	内山英吉(新任)
取締役 倉庫管理部長	臼井嘉博(新任)
取締役(非常勤)	祭原貞子
監査役	吉岡貞子
監査役	中田武彦
相談役	浜口祐三

※ 新生商事(株)(北九州市小倉区)では10月30日開催の第22回定時株主総会並に取締役会において下記の役員を選任、夫々就任した。

取締役社長	木本哲夫氏
常務取締役	小橋淳平氏
常務取締役	武内幸平氏
常務取締役	森江健一郎氏
取締役	長尾武郎氏
取締役	吉岡猛氏
取締役	中部新次郎氏(非常勤)
取締役	木下玉雄氏(非常勤)

### 〔 本 社 移 転 〕

※ 株式会社大串商店（新潟市東町四之町 取締役社長 大串大作氏）では、11月25日から新築工事が進行中の下記。商業団地に移転し業務を開始する。

新住所 （〒950） 新潟市卸新町  
電 話 0252（73）5131（代表）

### 〔 支 店 移 転 〕

※ 北洋商事(株)札幌支店（取締役社長 浅井二郎氏、札幌支店長 鷺谷敬之氏）では流通革新に対処すべく下記住所に近代的設備の配送センターを建設中であつたが、このたび竣工となり札幌支店を同所に移転し11月25日から業務を開始した。

新 住 所 〒063札幌市北八条西21丁目5番地  
新電話番号 （011）641局 2151番（代表）  
テレックス番号 932-740 ヒガサSAP（従来通り）

### 〔 内 販 食 品 部 門 を 充 実 〕

※ 野崎産業(株)（取締役社長 米田繁三氏）では、内販食品部門の充実をはかるため11月1日付をもつて下記の通り一部役員の異動を行なつた。

参与・常務付（内販食品統括担当）

山 本 伊 作 氏 （ 前、参与缶詰第2部長）

缶詰第2部長

志 田 吉 二 郎 氏 （ 缶詰第2部次長）

## 〔本社屋落成披露〕

※ (株)中野元治商店(千代田区神田練堀町 代表取締役 中野義男氏)ではかねて建築中の社屋並びに倉庫がこの程竣工となり、これを記念して11月29日午前10時から新装なった本社屋において関係者多数を招き盛大に披露宴が執り行なわれた。

## 事務局報知

- ※ 北田専務理事は11月11日、千葉県印旛郡八街町 八街商工会議所ホールで開催の缶詰共同宣伝、「朝日女性教室」を見学した。  
当日は13.00～14.00時 紅林武男氏(体操家)「家事のあい間に3分間体操」と題する講演。引續いて14.00～15.00時 筒井載子先生(料理研究家)による「手軽にできる夜食」と題する缶詰料理の実習が行なわれた。
- ※ 年末年始の事務局業務について、年末の事務局業務は例年通り12月29日(火)午前中をもって終了し、仕事始めは1月4日(月)から致します。なお1月5日(火)からは通常通り業務を行ないますので、ご諒承いただきたくお知らせ致します。

